

(4) 福祉サービス第三者評価事業

1 経緯等

- 従来の第三者評価事業の取扱い
社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部及び雇用均等・児童家庭局がそれぞれ第三者評価基準等を示している。
- 更なる普及促進を目的とした新指針のとりまとめ
平成15年度に全国社会福祉協議会において行われた福祉サービス第三者評価基準等の見直しについての研究結果等を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の更なる普及促進を図るため、統一的に福祉サービス第三者評価基準の策定等を行い、近々「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を発出予定。

2 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(案) の概要

① 全国の推進組織

全国社会福祉協議会に、評価事業普及協議会、評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。

【具体的業務】

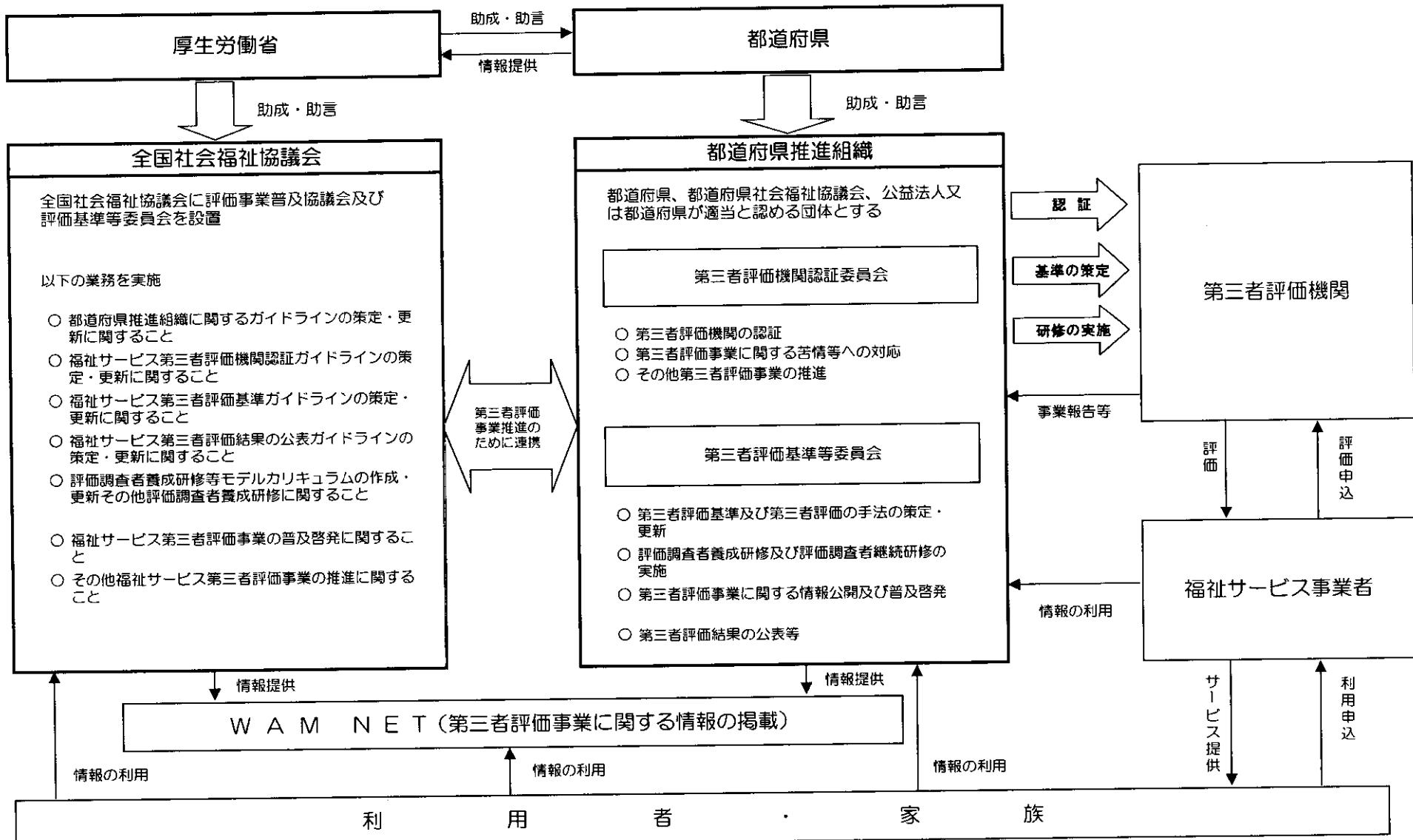
- ・ 都道府県推進組織において活用する福祉サービス第三者評価基準ガイドライン等の策定
- ・ 福祉サービス第三者評価事業の普及・啓発 等

② 都道府県の推進組織

都道府県推進組織を都道府県の判断の下、「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき設置し、第三者評価機関の認証等の業務を行う。

- 新指針に基づく第三者評価の受審、結果公表等は、措置費の弾力運用の要件の1つとなっている。

福祉サービス第三者評価事業の推進体制

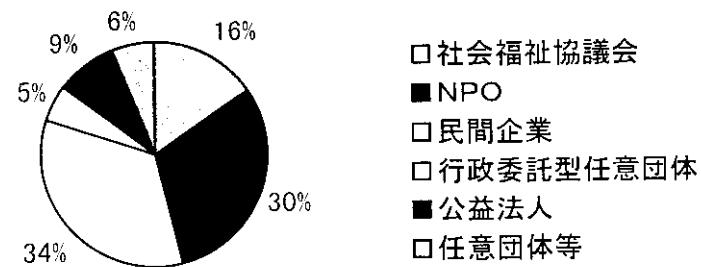


(注) WAM NET: 独立行政法人福祉医療機構が有する福祉保健医療情報ネットワークシステム

第三者評価機関団体別実施状況

平成15年8月現在

全国団体別実施状況



全国団体別実施状況

	社会福祉協議会			特定非営利活動法人	民間企業			行政委託型の任意団体	公益法人	任意団体等	合計数
	社協計	(都道府県社協)	(市町村社協)		民間企業計	(株式会社)	(有限会社)				
実施状況	11	(9)	(2)	28	31	(29)	(2)	6	7	6	89
実施見込	7	(6)	(1)	7	8	(5)	(3)	0	3	1	26
合計数	18	(15)	(3)	35	39	(34)	(5)	6	10	7	115
割合	15.7%	(13.0%)	(2.6%)	30.4%	33.9%	(29.6%)	(4.3%)	5.2%	8.7%	6.1%	100%

福祉サービス第三者評価事業に関する指針について（案）

〔 厚生労働省において
現在発出予定のもの 〕

1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について

（1）経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置づけ

社会福祉法第78条第1項では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされており、社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

（2）福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

（3）国の責務

社会福祉法第78条第2項では、国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこととされており、福祉サービス第三者評価事業の普及促進等は、国の責務であること。

2 福祉サービス第三者評価事業の推進体制

（1）全国の推進組織

ア 業務

社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）は、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県における福祉サービス第三者評価事業の推進組織（以下「都道府県推進組織」という。）に対する支援を行う観点から、以下の業務を行うこと。

- ① 都道府県推進組織に関するガイドラインの策定・更新に関すること

- ② 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインの策定・更新に關すること
 - ③ 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの策定・更新に關すること
 - ④ 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドラインの策定・更新に關すること
 - ⑤ 評価調査者養成研修等モデルカリキュラムの作成・更新その他評価調査者養成研修に關すること
 - ⑥ 福祉サービス第三者評価事業の普及・啓発に關すること
 - ⑦ その他福祉サービス第三者評価事業の推進に關すること
- イ 組織
- アの業務を実施するに当たり、
- ① 福祉サービス第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、学識経験者等で構成される評価基準等委員会
 - ② 福祉サービス第三者評価基準及び福祉サービス第三者評価機関認証要件等に関する情報交換その他福祉サービス第三者評価事業に關する普及・啓発のための協議を行うため、都道府県推進組織及び福祉サービス第三者評価機関を構成員とする評価事業普及協議会
- が各々全社協に設置されること。

(2) 都道府県の推進組織

都道府県は、都道府県の判断の下、「都道府県推進組織に關するガイドライン」に基づき、都道府県推進組織を設置すること。

(5) 地域福祉計画

地域福祉計画は、平成12年の社会福祉事業法の改正により、社会福祉法に新たに規定された計画であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなる。

地域福祉計画については、当部会においてご審議いただき、平成14年1月28日、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」としてご報告いただき、これを受け、当省は、同年4月1日、同報告を地域福祉計画策定の技術的助言として通知したところである。

平成15年4月1日、地域福祉計画の策定に関する社会福祉法の規定が施行され、現在、市町村においては地域福祉計画の策定が本格化している。

1 市町村地域福祉計画の概要

(1) 計画内容

- 福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域における社会福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 策定手続

市町村は、市町村地域福祉計画を策定等しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとされている。

2 都道府県地域福祉支援計画の概要

(1) 計画内容

- 市町村の地域福祉の推進の支援に関する事項
- 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

(2) 策定手續

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、都道府県地域福祉支援計画を策定等しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとされている。

3 地域福祉計画の目指すもの

地域福祉計画の策定及び実施を通じて、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉を推進することである。

4 地域福祉計画の特徴

(1) 住民参加

地域福祉の推進は、地域住民の主体的な参加が前提であり、「地域住民の参加がなければ策定できない」ことが地域福祉計画の特徴である。

(2) 総合性

地域福祉計画は、社会的に支援を要するあらゆる者を対象としているという点で対象者が総合的であり、また、その内容となるサービスについても、福祉サービスに軸をおきながら、医療、保健等いろいろなサービスを含めて総合的に検討するという点でも総合的である。こうした対象者、施策の総合性が地域福祉計画の特徴である。

**全国の市町村地域福祉計画及び都道府県地域
福祉支援計画の検討状況について（概要）
(平成15年6月末現在の状況調査結果)**

1 市町村地域福祉計画について

策定年度	市町村数	割合(%)
全市町村数	3,087	100.0
14年度に策定（計画策定済含む）	128	4.1
15年度に策定予定	194	6.3
16年度に策定予定	348	11.3
17年度以降に策定予定	782	25.3
策定と策定予定の合計	1,452	47.0

※ 長野県内の120市町村を除く。

2 都道府県地域福祉支援計画について

策定年度	都道府県数	割合(%)
全都道府県数	47	100.0
14年度に策定（計画策定済含む）	8	17.0
15年度に策定予定	17	36.2
16年度に策定予定	7	14.9
17年度以降に策定予定	4	8.5
策定と策定予定の合計	36	76.6

地域福祉計画の策定未定の要因

- 地域福祉計画について、「策定未定」としている市町村を対象に調査を実施。（平成15年11月調査）

「策定未定」としている市町村数 1,602

策定未定の要因	回答数 (A)	全体に占める割合 (A) / 1,602
1. 計画の策定方法がわからない	62	3.9 (%)
2. 計画の策定や実施のための財源がない	350	21.8 (%)
3. 策定のための組織体制が整っていない	479	29.9 (%)
4. 他業務より優先順位が低い	250	15.6 (%)
5. 市町村合併の予定がある	1,224	76.4 (%)
6. 都道府県のガイドラインをみてから考える	156	9.7 (%)
7. 近隣市町村が策定する予定がない	139	8.7 (%)
8. 既に地域福祉計画を内包する総合計画等を策定している	158	9.9 (%)
9. 策定するメリットがない	149	9.3 (%)
10. 策定するまでもなく、地域福祉の推進が図られている	81	5.1 (%)
11. その他	31	1.9 (%)

※ 市町村からの回答は複数回答によるものです。

地域福祉計画策定についての国の支援策

(1) 策定指針

地域福祉計画の策定及び実施は、地域福祉の推進を図る上で重要な意義を有することから、都道府県及び市町村が地域福祉計画を策定する際の参考に資するよう、地域福祉計画の策定に関する指針の在り方について社会保障審議会福祉部会に審議を求め、平成14年1月取りまとめられた同審議会の報告をもって策定指針と位置づけ、各都道府県知事あて技術的助言として通知した。

(2) 財政支援

○ 地域福祉計画の策定に当たり、老人保健福祉計画等との整合性を図るなど、先駆的に取り組む市町村に対して補助を行う。

都道府県ごとに2ヶ所（市1ヶ所、町村1ヶ所）を限度とし、事業費（市にあっては300万円、町村にあっては200万円）を上限に1／2を補助する。

○ 住民の主体的な参加による地域福祉計画の策定に取り組み、その中で得られたノウハウを、これから地域福祉計画を策定する自治体に発信し、牽引役となる全国15ヶ所の自治体（「モデル地域福祉計画策定自治体」については別添のとおり）に対して補助を行う。

事業費500万円を上限に1／2を補助する。

(3) ホームページの開設

地方自治体における地域福祉計画及び地域福祉支援計画策定に係る取組状況を広く共有することにより、各地方自治体の計画策定に資するよう、厚生労働省のホームページに地域福祉計画ホームページを開設している（随時更新中）。

【16年4月1日現在30府県93市区町村の検討状況等を掲載】

(4) 各地方自治体への地域福祉計画に関連する情報の提供

各地方自治体の計画策定に資するよう、都道府県が市町村に提示した地域福祉計画策定ガイドラインや、市町村の住民の主体的参加を促すためのアイディア事例等を「地域福祉関係情報」として提供している（随時提供中）。

モデル地域福祉計画策定自治体一覧表

ブロック	自治体名
北海道ブロック	本別町
東北ブロック	高畠町（山形県）
	皆瀬村（秋田県）
関東ブロック	鎌ヶ谷市（千葉県）
	我孫子市（千葉県）
北陸ブロック	加賀市（石川県）
甲信越ブロック	大町市（長野県）
東海ブロック	名張市（三重県）
近畿ブロック	大津市（滋賀県）
	愛東町（合併町村含む）（滋賀県）
	枚方市（大阪府）
中国ブロック	広島市（広島県）
	西伯町（合併町村含む）（鳥取県）
四国ブロック	橋原町（高知県）
九州ブロック	姫島村（大分県）

1万人未満	本別町、皆瀬村、愛東町、西伯町、橋原町、姫島村	6か所
1万人～5万人未満	高畠町、大町市	2か所
5万人～10万人未満	加賀市、名張市	2か所
10万人～20万人未満	鎌ヶ谷市、我孫子市	2か所
20万人～50万人未満	大津市、枚方市	2か所
50万人～	広島市	1か所
合　　計		15か所